

地震防災対策(耐震対策・各種支援策)の強化・推進

【提案先】内閣府、消防庁、財務省、
文部科学省・文化庁、国土交通省

提案事項

1 地方負担額低減のための支援措置の継続

国庫による住宅・建築物の耐震化支援策について、現行制度並みの地方負担で事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)が実施できるよう平成22年度以降も継続して講じられたい。

2 耐震診断・改修計画に係る第三者評価の実施に関する配慮

事業量が増加している耐震診断等に係る、第三者評価が滞りなく実施されるよう、地域内での第三者評価機関の処理能力を超える分について、国の関係財団等第三者評価機関による評価を受けやすくするなどの配慮を願いたい。

3 学校施設の耐震化促進に係る支援措置の強化

学校施設の耐震化を一層推進していくため、改正地震防災対策特別措置法で補助率が嵩上げされる対象施設のさらなる拡大を願いたい。また、高等学校等についても第3次地震防災緊急事業五箇年計画に加えるなどの財政上の特別措置を講じられたい。

4 国宝・重要文化財建造物の保存・保護に対する支援

国宝・重要文化財建造物の構造的健全性を維持するための適切な保存修理や、火災などの影響の軽減を図るための環境整備に関し、補助メニューの拡大など積極的な取り組みと財政支援を願いたい。

現状と問題点

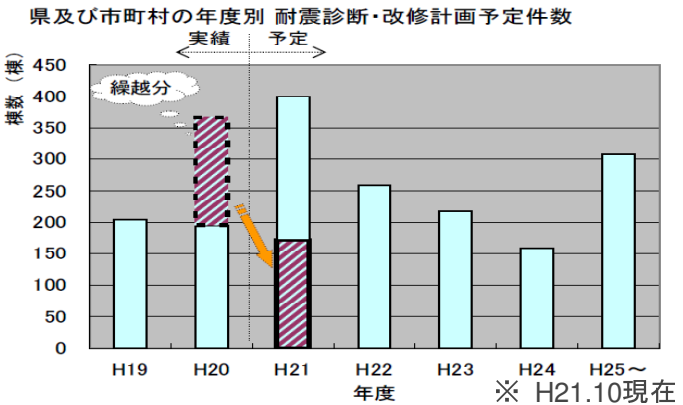
奈良県の状況

●遅れている耐震化の状況

	全国	奈良県
住宅(H17)	75%	75%
公立小中学校(H21.4)	67%	56%
高等学校(H21.4)	68%	52%
民間特定建築物(H17 県はH19)	75%	74%

H27年度までに
耐震化率90%

●耐震診断・改修計画に係る事業量の急増



問題点等(提案する理由)

- 奈良県及び県内市町村の財政事情は厳しく、住宅・建築物の耐震化率の向上にあたり、国の財政支援が不可欠である。
- 政府は住宅・建築物の耐震化を加速するため、公立小中学校耐震化のための補助率の嵩上げ(3箇年の時限措置)、平成21年度第一次補正予算等の財政支援を講じられたが、短期間の時限措置であり、耐震診断・改修に係る公共投資が短期間に集中することによる構造技術者の逼迫、第三者評価機関の処理能力の超過が今後更に懸念される。
- 学校施設の耐震化について、改正地震防災対策特別措置法ではIs値0.3未満の公立小中学校等施設は補助率嵩上げの対象となっているものの、Is値0.3以上0.7未満については補助率嵩上げ対象となっていないことや、現在の国庫補助制度では高等学校等が補助対象となっていないなど、耐震化を進めるうえで大きなハードルとなっている。
- 国宝・重要文化財建造物については耐震性能の向上を念頭に置いた保存修理を実施しており、美術工芸品については収蔵施設の耐震化、収蔵方法の改善に努めるよう、所有者に指導しているところであるが、小修理を含む保存修理事業の拡大や、火災・崖崩れなどの外的影響の軽減を図るための周辺環境整備に対しても財政支援が必要である。